

講じた措置の内容

1 平成 11 年度から平成 16 年 6 月までの 5 年 3 か月について、ケアハウス金の鈴の実際の入所者数と補助金申請に係る入所者数を精査した結果、平成 11 年度は延べ 21 名、平成 12 年度は延べ 24 名、平成 13 年度は延べ 41 名、平成 14 年度は延べ 84 名、平成 15 年度は延べ 125 名及び平成 16 年度は延べ 41 名が過大に報告されており、いずれの年度にも過払いがあったので、社会福祉法人藤光会に対し、平成 11 年度から平成 16 年 6 月までの分について、平成 16 年 10 月 13 日付けで、過大請求部分を取り消すとともに、20 日間を猶予期間として総額 18,767,842 円の返還命令を行いました。

なお、加算金については、社会福祉法人の助成に関する条例第 13 条第 1 項に基づき、返還金の納付日を基準に年 10.95%の割合で算出し、直ちに納付するよう命令を行います。

2 平成 15 年度及び平成 16 年 6 月までの 1 年 3 か月間について、保育士の配置人数を精査した結果、調査期間を通じいずれの月においても、国の定める配置基準を満たしているものの、平成 15 年 5 月、6 月、8 月、9 月の 4 か月は、大阪市の配置基準を満たしていないので、社会福祉法人藤光会に対し、平成 15 年度に本市単独助成事業として交付した 1 歳児保育特別対策費のうち配置基準を満たしていない 4 か月分については、平成 16 年 10 月 13 日付けで 20 日間を猶予期間とし、総額 1,897,910 円の返還命令を行いました。

なお、加算金については、社会福祉法人の助成に関する条例第 13 条第 1 項に基づき、返還金の納付日を基準に年 10.95%の割合で算出し、直ちに納付するよう命令を行います。

3 社会福祉法人藤光会（理事長藤原金義）に対して是正措置を講ずるべく平成 16 年 10 月 13 日付けで下記のとおり社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 2 項の規定による改善命令を発出し、その中で次の措置を命じました。

(1) 平成 14 年度決算における「鈴の音保育園」本園整備の収支不足の事由について精査した結果、前理事長から藤光会に対して当初約束された贈与金額の一部が履行されていないことが確認されましたので、いまだ履行されていない 10,160,265 円について履行を求めるなど、藤光会の責任において所要額を確保すること

(2) 平成 15 年度の決算における保育所経理区分からの繰出しについては、ケアハウス経理区分に 7,749,178 円の繰出しの事実が確認されました。これは国の通知に違反する行為でありますので、保育所経理区分へ当該金額を返戻すること

(3) 保育所経理区分から、分園整備の法人負担分、本園整備時の借入金の返済などの不適切な支出 31,822,209 円が明らかとなりましたので、当該金額を藤光会の責任において、保育所経理区分へ返戻すること